



◆◆◆ 3月号 目次 ◆◆◆

合併処理浄化槽設置補助のご案内	… 1 p
『土砂災害防止法』基礎調査結果公表開始	… 1 p
後期高齢者医療制度について	… 3 p
新介護予防・日常生活支援総合事業について	… 3 p



河津桜 (カワヅザクラ)

◆世帯と人口 (前月比) 平成29年3月1日現在

世帯数	168 (1世帯減)	男性	166名 (1名減)
		女性	140名 (1名増)
		合計	306名 (増減無)

◆2月気象データ (前年同月比)

気温	平均 9.6°C (10.5°C)	雨量	10分最大 7.0mm (17.5mm)
	最高 17.7°C (20.6°C)		時間最大 21.0mm (26.0mm)
	最低 3.8°C (5.3°C)		総雨量 139.5mm (166.5mm)
湿度	平均 75.8% (75.7%)	風速	平均 3.7m/s (3.2m/s) 最高 27.5m/s (34.0m/s)

◆2月の運航日数・就航率 ※客船2回/日

	運航日数 (前年数値)	就航率 (前年数値)
客船	8日 (13日)	27% (45%)
貨物船	4日 (3日)	100% (60%)
ヘリコミ	27日 (28日)	96% (97%)

◆2月の来島者数・離島者数

	来島者数 (前年数値)	離島者数 (前年数値)
客船	101名 (30名)	30名 (51名)
ヘリコミ	352名 (363名)	308名 (252名)

## 合併処理浄化槽設置補助のご案内 ～合併処理浄化槽の普及促進に向けて～

村では、御蔵島の自然環境の保全を目的とし合併処理浄化槽の普及促進のため、『合併浄化槽設置補助金』を交付しています。補助金の交付申請につきましては、あらかじめ申込書等の提出が必要となりますので、合併処理浄化槽の設置を検討される方は、事前に役場までお問い合わせください。

＜例＞ 5人槽を設置した場合：6万円×5（人槽）＝30万円

### ■今ある単独浄化槽はまだ使えるのですが、合併処理浄化槽にしなければならないのですか？

平成12年の浄化槽法の改正（平成13年施行）により、単独処理浄化槽の設置が原則禁止されました。また、単独処理浄化槽の使用者は合併処理浄化槽への転換に努めなければならないとされました。村では昭和57年頃に単独浄化槽への一斉転換が行われましたが、単独処理浄化槽では尿以外の生活排水は処理されずにそのまま排出され、周辺の水環境に悪影響を与えています。一般的に浄化槽の耐用年数はおおむね30年とされていますので、これを機に合併処理浄化槽への転換を住民の皆様をお願いいたします。



### ■いままで管理はしていません・・・。浄化槽はどのように管理すれば良いのですか？

村内で浄化槽を設置している家、建物の管理者は毎年浄化槽の「保守点検」「法定検査」「清掃」をしなければならない、「浄化槽法」により義務づけられています（単独・合併浄化槽を問わず実施しなければなりません）。

保守点検については法で規定されている浄化槽の保守点検を行う登録業者又は浄化槽管理士の資格を持つ方が点検をしなくてはならないとされています。また環境省令により保守点検は浄化槽の種類により年3～4回実施と規定されています。自分の目で見て今のところ壊れていないから大丈夫、は認められません。

法定検査とは指定検査機関が行う水質調査のことで、年に1回の実施が義務づけられています。点検を業者に委託した場合は同時に行ってくれるところがほとんどです。

清掃は法律で年に1回以上の実施が義務づけられています。ご自分で清掃することも可能ですが、消毒や害虫発生の抑制などもあるため、浄化槽汚泥の引抜き等と一緒に業者をお願いすると安心です。

東京都の登録業者であれば、事業者の所在地が村内外かは問いません。

【お問合せ】 民生係 04994-8-2121

## 【三宅支庁】『土砂災害防止法』に基づく基礎調査結果の公表を開始しました！

東京都は、がけ崩れなどの土砂災害から都民の命を守るため、土砂災害防止法（正式名称：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づく土砂災害警戒区域等の指定に向けた基礎調査を実施しました。

このたび、三宅村内及び御蔵島村内における基礎調査を完了したので、同法律に基づき調査結果の公表を開始しました。

### ■公表方法

調査結果は、東京都建設局のホームページに掲載するほか、下記閲覧場所でご覧いただけます。

[http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jigyo/river/dosha\\_saigai/map/dosha\\_r.html](http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jigyo/river/dosha_saigai/map/dosha_r.html)

### ■閲覧場所・問い合わせ先

- ・東京都建設局河川部計画課（新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第二庁舎6階）  
03-5320-5394
- ・東京都三宅支庁土木港湾課（東京都三宅島三宅村伊豆642）  
04994-2-1313
- ・東京都三宅支庁土木港湾課御蔵島工事監督事務所（東京都御蔵島村）  
04994-8-2270
- ・東京都御蔵島村役場総務課（東京都御蔵島村字入かねが沢）  
04994-8-2121



## 村税の納め忘れはありませんか？

納め忘れてしまっている村税はありませんか？  
もう一度お手元の納付書、領収書をご確認下さい。

### 村税を滞納すると・・・

本来納めるべき税金のほか、余分な督促料や延滞金を納めなければならないかもしれません。

村税は納期限内に納めましょう。



## 村税の納付は便利で確実な「口座振替」で

口座振替なら窓口足を運ぶ手間が省け、納期を気にせずとも納め忘れがありません。村税の納付には、便利で確実な口座振替をお勧めします。口座振替依頼書は郵便局または村役場窓口でお申出下さい。

### 【口座振替に関するお問合せ】

御蔵島郵便局 04994-8-2201  
企画財政係 04994-8-2121



## 御蔵島村離島高校生等就学支援助成制度について

平素より本村の行財政運営につきまして、ご理解とご協力を賜りお礼申し上げます。  
 村では、島外に進学する高校生等の居住に要する保護者負担を軽減するため、標記助成制度を実施しております。  
 申請要件等の制度内容については下記のとおりとなりますのでご案内致します。

<b>助成の対象者</b>	御蔵島中学校を卒業後、島を離れて高等学校等（※）に在籍する生徒の保護者等のうち、次の要件を満たす者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現に村に住所を有する者</li> <li>・ 村税、保険料、村営住宅家賃等を滞納していない者</li> <li>・ 村の振興発展に貢献する意欲がある者</li> </ul> <b>※高等学校等</b> 公立高等学校等に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）にて定める①高等学校、②中等教育学校の後期課程、③特別支援学校の高等部、④高等専門学校、⑤専修学校及び各種学校のこと。公立・私立は問わず、高等専門学校については第1学年から第3学年までに限る。
<b>助成の対象外となる者</b>	特定期限の見込まれた、住所を有する者
<b>助成の対象となる経費</b>	生徒が高等学校等に在学するための居住費。（食費・光熱費等を除く。） ただし、以下に居住する場合は月額25,000円として算定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居住費に食費等が含まれ、費用を分けられない寄宿舎等</li> <li>・ 保護者等が所有する持ち家等</li> </ul>
<b>助成金額</b>	生徒1人につき月額25,000円（上限）
<b>助成対象期間</b>	高等学校等在学中の3年間（上限）
<b>申請方法</b>	毎年5月末及び10月末までに役場備え付けの交付申請書に必要書類を添付し役場宛提出。
<b>必要書類</b>	在学証明書、居住証明書、その他必要書類
<b>助成金交付の決定</b>	申請書を審査し、助成金の交付が認められた者に交付
<b>助成金の支給時期</b>	毎年9月（上半期6か月分）、3月（下半期6か月分）に支給。
<b>助成金の支給取消</b>	交付条例に違反、虚偽の申告、暴力・恐喝等公共の秩序を乱す行為など、助成の主旨にそぐわない行為を行ったときは支給取消の対象とする。

【お問合せ】 教育委員会 04994-8-2121

### ＜東京都生活文化局＞ 電話で弁護士に相談できる「島しょ法律相談」のご案内

東京都では、島しょに居住される方を対象として、弁護士の法律相談（電話相談）を実施しています。相談は無料です。  
**＜相談日時＞ 月・水・金 午後1時～4時（祝日・年末年始の閉庁日はお休みします）**  
 ※相談時間中は、直接、ご相談いただけますが、相談中の場合もありますので、事前にご予約いただくと確実です。  
 ※事前予約は、月～金曜日の午前9時～午後5時（祝日・年末年始の閉庁日を除く）にお願い致します。

#### ■平成29年度 上半期島しょ法律相談日カレンダー

4月			5月			6月			7月			8月			9月		
月	水	金	月	水	金	月	水	金	月	水	金	月	水	金	月	水	金
3	5	7	1	-	-			2	3	5	7		2	4			1
10	12	14	8	10	12	5	7	9	10	12	14	7	9	-	4	6	8
17	19	21	15	17	19	12	14	16	-	19	21	14	16	18	11	13	15
24	26	28	22	24	26	19	21	23	24	26	28	21	23	25	-	20	22
			29	31		26	28	30	31			28	30		25	27	29



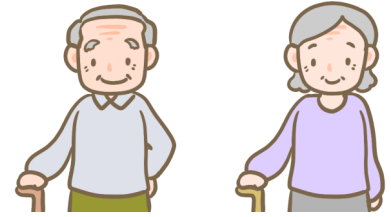
【お問合せ】  
 東京都生活文化局 都民の声課  
 03-5388-2245

※棒線部の日程は、相談がお休みとなります。

## 【東京都後期高齢者医療広域連合】後期高齢者医療制度について

### ■平成29年度保険料について

後期高齢者医療制度では、皆さんが病気やケガをしたときの医療費などの支払いにあてるため、被保険者一人ひとりに保険料を納めていただきます。保険料率は2年ごとに見直され、東京都内で均一となります。保険制度の安定的な運営のため、ご理解くださいますようお願いいたします。



### ■保険料の決め方

保険料額は、被保険者一人ひとりが均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。

<b>均等割額</b> 被保険者1人当たり	+	<b>所得割額</b> 賦課のもととなる所得金額※	=	<b>保険料額（年額）</b> 100円未満切捨て
--------------------------	---	------------------------------	---	------------------------------

※賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額です（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません）。

### ■保険料の軽減特例について

後期高齢者医療制度では、法律に基づいて、所得が一定基準以下の方々に対し保険料の軽減を実施していますが、その中でも特に所得の低い方等を対象に、特例として更なる保険料の軽減を行い、その分を国費で補ってきました。しかし今後医療費の増大が見込まれる中、健康保険制度を維持していくために、保険料の軽減特例の一部が見直されることとなりました。詳しいお知らせは、7月にお送りする保険料額決定通知書に同封する予定です。

### ■均等割額の軽減

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下で、かつ、その他の所得がない	9割
33万円以下で9割軽減の基準に該当しない	8.5割
33万円 + (27万円×被保険者の数) 以下	5割
33万円 + (49万円×被保険者の数) 以下	2割

\*65歳以上（平成29年1月1日時点）の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円（高齢者特別控除額）を差し引いた額で判定します。ただし、この15万円（高齢者特別控除額）は所得割額の計算では適用されません。

\*世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。

\*世帯の判定は毎年度4月1日時点（年度の途中で後期高齢者医療制度の対象となった方は資格取得日）で行います。

【制度に関するお問合せ】 広域連合お問合せセンター 0570-086-519

【個別のご相談】 御蔵島村 後期高齢者医療制度担当 04994-8-2121

## 新介護予防・日常生活支援総合事業について

平成26年6月25日に公布された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」により、介護保険法の一部が改正され、御蔵島村では、平成29年4月より「介護予防事業」から「介護予防・日常生活支援総合事業」へ名称を変更します。



これにより、要支援認定がなくても簡易な基本チェックリスト等の実施の結果、支援が必要と認められる場合はサービスが利用できます。

【お問合せ】 民生係 04994-8-2121

## 3月の来庁予定者

日	来庁者	目的
6～7日	東京都環境局	鈴原温原視察
7～8日	東京都産業労働局 土地改良事業団	現地視察
9～11日	青木保健師 樋口保健師 幡野保健師	保健師業務





# 今月の行事（3月）

～今日は何の日？ 何の月？ 今月の行事とその概要を掲載します。～

## ◆3月5日 啓蟄

「啓」は、「ひらく」という意味。

「蟄」は、虫などが冬眠するという意味で、「啓蟄」は、冬ごもりをしていた虫などが暖かさに誘われて地上へ這い出してくることを表しています。

しかし、実際に虫が活動を始めるのは、1日の気温が10度以上になってからで、例えば福島県内では4月中旬頃です。

## ◆3月20日 春分の日

自然をたたえ、生物をいつくしむ日として、国民の祝日とされています。

国立天文台の算出する定気法による春分日を基に、年ごとに決定される祝日です。

### ■ゴミ収集日

月曜日	毎週	可燃ゴミ
火曜日	第1火・第3火	不燃ゴミ
	第2火・第4火	リサイクルゴミ
水曜日	毎週	可燃ゴミ
木曜日	収集はありません	
金曜日	毎週	可燃ゴミ

### ■えびね公園開園スケジュール

期間	開園日	閉園日
4月～5月	月・火・水・金・土・日	木
6月～10月	水・金・土・日	月・火・木
11月～3月	水・金・日	月・火・木・土

### ■し尿処理作業日

毎月	1日・10日・20日
----	------------